

2016年11月21日

岐阜県知事
古田 肇 様

岐阜県労働者福祉協議会
会長 高田 勝之

要 請 書

平素は岐阜県労働者福祉協議会の諸活動にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
当協議会は、県本部と県下6支部により組織し、会員をはじめ多くの働く仲間や労働福祉事業団体（東海労働金庫・全労済岐阜県本部・岐阜県勤労福祉センター）と連携して、勤労者福祉の向上と地域・社会に貢献することを目的とした活動を進めております。
つきましては、以下の内容について要請いたしますので、特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

要 請 内 容

1. 生活困窮者自立支援制度の充実について

- (1) 昨年4月の「生活困窮者自立支援制度」の施行を受けて、特に就労支援を促進するために、地域の雇用環境を把握し、企業などとの信頼関係の構築も含めて、積極的な働きかけをお願いします。
- (2) 相談や支援事業に従事する人材の確保や体制の充実をお願いします。
また、任意事業である「就労準備支援」「一時生活支援」「家計相談支援」「学習支援」の実施率については、全国で地域間格差（都道府県格差）があるが、県内での実施率向上に向けて市への働きかけをお願いします。

2. 奨学金制度の改善について

- (1) 政府の一億総活躍プランにおいて、給付型奨学金の創設に向けて検討を進めることが盛り込まれたが、まだ対象者や財源はこれからの議論となる。この制度をより良い内容で確実に導入するために、さらなる後押しが必要であり、県からも機会を捉えての働きかけをお願いします。
- (2) 岐阜県の各種奨学金制度の改善と拡充をお願いしたい。特に本年度より「清流の国ぎふ大学生等奨学金」が創設されたことは大きな前進であり、今後、県内に居住し県内企業等で就業するなどの成果が見られる場合は、更なる制度の拡充をお願いします。加えて、貸与対象に県内大学等の県外出身在学者を対象に含めるよう検討をお願いします。

3. 地方消費者行政の充実について

- (1) 地方消費者行政の充実に向けて、相談員の人材育成、消費者相談体制の拡充、消費者ホットライン「188」の周知・啓発、消費生活相談員の処遇改善や雇い止め対策の実施などの推進をお願いします。
- (2) 現在、県と岐阜市、高山市において「消費生活センター」という名称が使用されているが、消費者安全法による消費生活センターの設置要件を満たしている市町村に対し、「消費生活センター」の条例制定と名称変更により、市民への相談窓口としての印象や受けとめ方を高めるための働きかけを引き続きお願いします。
- (3) 消費者教育推進法により、岐阜県では「消費者教育推進計画」を推進しておりますが、努力義務である市町村では岐阜市において「消費者教育地域推進協議会」が設置され、「消費者教育推進計画」の策定が行われていることから、他の市町村に対しても積極的な働きかけをお願いします。

4. 防災・減災の取り組みについて

- (1) 将来起こりうる大規模災害に備え、県民の防災意識を高めるための啓発事業はもとより、災害時の拠点となる県及び市町村の自治体庁舎・公共施設の耐震化の推進など早急な対応をお願いします。
- (2) 災害時のSNSの活用については、避難準備支援、避難勧告、避難指示という情報発信はもとより、被災状況や被災者ニーズの把握など情報収集においても有効活用をお願いします。
また、情報の入手に不利な環境にある障がい者、高齢者などの情報弱者への情報提供についても、市町村において有効な対応を検討いただくよう働きかけをお願いします。

5. フードバンク活動の推進について

- (1) 生活困窮者へ食品を無償で提供するフードバンク活動については、自治体と連携して取り組む動きが広がりつつあります。フードバンク活動の普及、促進に向けた啓発を引き続きお願いするとともに、市町村における支援策、補助事業等を検討いただくよう働きかけをお願いします。

以上